

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・**拡充**・**延長**・その他）

No	4	府省庁名 総務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
要望項目名	ブロードバンドによる情報格差解消税制（次世代ブロードバンド基盤を構築する施設に係る課税標準の特例措置）の延長・拡充	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>電気通信事業者、有線テレビジョン放送事業者及び有線放送電話業者が、ブロードバンド基盤の構築に係る一定の施設・設備を取得した場合、当該施設・設備に係る固定資産税について、課税標準の特例措置を1年間延長し、当該特例措置を受けることが可能な事業者について、当該事業者の資本金の額が50億円未満のものに限ることとする。</p> <p>(1) 対象者 電気通信事業者、有線テレビジョン放送事業者及び有線放送電話業者</p> <p>(2) 対象設備</p> <p>ア 電気通信事業者：加入者系光ファイバケーブル、波長分割多重化装置、端末系光端局装置、IPバージョン6対応ルーター（延長）</p> <p>（以下、アのうち拡充要望設備）</p> <p>電気通信事業用IPアドレス変換装置、IPv6対応管理システム、IPv6対応VoIPサーバー、IPv4/IPv6トランスレーター</p> <p>イ 有線テレビジョン放送事業者：光幹線路、光端局装置（延長）</p> <p>ウ 電気通信事業者及び有線放送電話業者：小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置、デジタル加入者回線サービス等提供用附帯設備（延長）</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>以下の設備等について課税標準の特例措置を要望する。</p> <p>(1) 課税標準2/3のもの（延長）</p> <p>小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置、デジタル加入者回線サービス等提供用附帯設備</p> <p>(2) 課税標準3/4のもの（延長）</p> <p>加入者系光ファイバケーブル（配線盤～最終配線盤）</p> <p>※総務大臣が別に定める地域に設置するものに限る</p> <p>(3) 課税標準4/5のもの（延長）</p> <p>加入者系光ファイバケーブル（事業所～配線盤（分岐点））、波長分割多重化装置、端末系光端局装置、IPバージョン6対応ルーター、光幹線路、光端局装置</p> <p>(4) 拡充要望設備（課税標準4/5）</p> <p>電気通信事業用IPアドレス変換装置、IPv6対応管理システム、IPv6対応VoIPサーバー、IPv4/IPv6トランスレーター</p>	
関係条文	<p>・地方税法付則第15条第19項、第21項及び第46項</p> <p>・地方税法施行令附則第11条第27項から第28項、第31項及び第65項、</p> <p>・地方税法施行規則附則第6条第47項から第49項及び第84項から第85項</p>	
要望理由	<p>1. 我が国におけるIT戦略の推進については、2006年1月にIT戦略本部が策定した「IT新改革戦略」において、『「いつでも、どこでも、何でも、だれでも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラを実現することでユビキタス化を推進すること』を目的として、「2010年度までに光ファイバ等の整備を推進し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消する」とした政策目標が掲げられている。</p> <p>ブロードバンド・ゼロ地域（2009年3月末、約64万世帯）の現状については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約34万世帯は2009年度補正予算等による公的整備にて解消する見込みとなっている。 ・約30万世帯は民間事業者の営業エリア拡大により解消する見込みとなっている。 <p>2. 民間事業者による営業エリア拡大によりブロードバンド・ゼロ地域を解消しようとする地域については、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① これまでに民間事業者が営業エリアを拡大してきた地域と比較して、営業的に条件がより厳しい地域であること。 ② ①にもかかわらず、民間事業者が営業エリアの拡大をするには、地元市町村や住民の強い要望と、市町村自らが加入世帯の確保を行う等の取組が前提となっていること。 ③ したがって、2010年度末までのブロードバンド・ゼロ地域の解消には①②のとおり、より条件が厳しい地域において、地元自治体や住民による、より真摯な努力を支援することが不可欠であり、民間事業者の 	

		<p>採算ラインの引き下げに大きな効果を有する固定資産税に係る本減免措置は、引き続き必要不可欠である。</p> <p>3. また、世界最先端のネットワーク基盤を構築するため、光ファイバを活用し、高画質映像の受発信等大容量データの超高速通信に適応したブロードバンド基盤の整備促進を図る必要がある。</p> <p>4. その際、我が国の社会経済活動の基盤となっているインターネットにおいて、サーバー等に割当てられるIPv4アドレスの在庫が早ければ2011年初頭にも世界的に枯渇する可能性があるため、IPv4の後継規格であるIPv6に対応したブロードバンド基盤の整備促進を図る必要がある。</p>
減収見込額		<p>(初年度) 0. 6 (1 7) 百万円</p> <p>(平年度) 2. 1 (5 6) 百万円</p>
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 特定電気通信設備等の特別償却 ・ 融資、補助金その他 電気通信基盤充実臨時措置法に基づく債務保証制度及び利子助成制度
	22年度の望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 ・ 融資、補助金その他 電気通信基盤充実臨時措置法に基づく債務保証制度及び利子助成制度を継続
過去の要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度 制度創設 ・ 平成20年度 適用期間を2年間延長 	
本要望に対応する縮減案	<p>広帯域加入者網を構築する施設に係る課税標準の特例措置の対象となる設備のうち一定の設備について、平成21年度限りでの縮減</p>	